

## 特例入所要件申出書

平成 年 月 日

大仙美郷介護福祉組合管理者 様

申込者氏名 \_\_\_\_\_

申込者住所 \_\_\_\_\_

入所対象者氏名 \_\_\_\_\_

<input type="checkbox"/>	認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状、行動及び意思疎通の困難さが頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態である場合
該当する理由	

<input type="checkbox"/>	知的障害又は精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状、行動及び意思疎通の困難さ等が頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態である場合
該当する理由	

<input type="checkbox"/>	家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全及び安心確保が困難である場合
該当する理由	

<input type="checkbox"/>	単身世帯である若しくは同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援サービスが十分に提供されないことにより、在宅生活が困難な状態である場合
該当する理由	

所 属 事 業 所	
申 出 書 作 成 者	印

# 記入例

## 特例入所要件申出書

平成 年 月 日

大仙美郷介護福祉組合管理者 様

申込者氏名

申込される方のご家族等の名前

申込者住所

申込される方のご家族等の住所

下の項目で該当する場合は、  
を黒く塗りつぶしてください。

入所対象者氏名

入所希望される方の名前

<input checked="" type="checkbox"/>	認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状、行動及び意思疎通の困難さが頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態である場合
該当する理由	
記入例 <u>認知症判断基準Ⅲ a のため</u>	

<input type="checkbox"/>	知的障害又は精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状、行動及び意思疎通の困難さ等が頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態である場合
該当する理由	

<input type="checkbox"/>	家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全及び安心確保が困難である場合
該当する理由	

<input type="checkbox"/>	単身世帯である若しくは同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援サービスが十分に提供されないことにより、在宅生活が困難な状態である場合
該当する理由	

所属事業所	
申出書作成者	印

## 別 紙

### 特列入所要件判断基準について

要介護1及び2の認定を受けた方の入所の可否を判断するにあたって特別な要件は次のとおりです。

認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状、行動及び意思疎通の困難さが頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態である場合

「認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる」とは、「認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準」におけるⅢ a ランク以上が考えられます。

知的障害又は精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状、行動及び意思疎通の困難さ等が頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態である場合

「知的障害・精神障害等を伴い」とは、次のような場合が考えられます。

- ・療育手帳の障害の程度がA（重度）または知的障害者更生相談所において障害の程度が重度の障害を有する方。
- ・精神障害者保健福祉手帳の等級が1または2級に該当する方。
- ・精神科への通院歴があり、上記と同等の障害があると認められる方。

家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全及び安心の確保が困難である場合

家族等による深刻な虐待があるまたは疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態である場合は、市町村が行う措置委託による入所になると考えられるため、ここでは、虐待を受けている本人が自ら入所を申し込む場合等が想定されます。

単身世帯である若しくは同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援サービスが十分に提供されないことにより、在宅生活が困難な状態である場合

「単身世帯であるもしくは同居家族が高齢または病弱である等により、家族等による支援が期待できない」とは、次のような場合等が考えられます。

- ・「介護者なし（独居）」「高齢者世帯（介護困難事情あり）」「一般世帯等（著しい介護困難事情あり）」に該当する場合。

「地域での介護サービスや生活支援サービスが十分に提供されない」とは、次のような場合等が考えられること。

- ・近くに在宅サービス事業者がなく、その利用が困難な場合。
- ・十分なケア（ナイトケア等）が受けられない場合。